平成２２年（フ）第２８２号
北海道旭川市永山３条24丁目１番１号
債務者　薬丸　貞子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４６号
青森県三戸郡南部町大字椛木字袖久保24番地22
債務者　立花喜美子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　弘晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
和歌山県紀の川市桃山町調月182番地
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８３号
和歌山県紀の川市桃山町調月182番地
債務者　伊藤　嘉子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市連島中央１丁目５―16、住民票上の住所岡山県倉敷市連島１丁目14番５号
債務者　西岡　智美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
岡山県倉敷市連島中央１丁目５―16、住民票上の住所岡山県倉敷市連島１丁目14番５号
債務者　西岡　徹也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６０号
秋田県横手市南町３番57号
債務者　寺澤　春士
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６６号
秋田県横手市平鹿町浅舞字林崎32番地１
債務者　佐藤　純也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９４号
岩手県一関市三関字日照72番地２　メンバーズタウン桜町A101
債務者　井川　京子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１１２号
岐阜県大垣市丸の内２丁目37番地
債務者　近藤　隆司
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
愛知県あま市下萱津江西51番地、申立時の住所愛知県海部郡甚目寺町大字下萱津字江西51番地
債務者　久保　　学
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７９号
愛知県あま市下萱津江西51番地、申立時の住所愛知県海部郡甚目寺町大字下萱津字江西51番地
債務者　久保ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県行橋市行事７丁目29番14号　コーポコスモス行事103
債務者　上村　省三
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
福岡県豊前市大字今市614番地１
債務者　小野美菜子（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
福岡県豊前市大字八屋691番地６
債務者　仲　　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
山形県米沢市成島町２丁目１番54―１号
債務者　小池　拓朗
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７０号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野３丁目33番地12プリメールＢ棟201号
債務者　福岡　芳雄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係